知多乗合株式会社

弊社に対する行政処分の公表

■ 処分を受けた日　　平成３０年８月３日（金）

対象営業所　　知多乗合株式会社　半田営業所

１．処分の内容　　・事業用自動車の停止（３２両×３日間、１２両×２日間）
・警告

２．指摘事項及び違反条項

［使用停止事項］

(1)　国土交通省告示で定める特定の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

(2)　特定の運転者に対する運転適性診断を実施していなかった。

(3)　自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していた。

［警告事項］

(4)　事業用自動車について、定期点検整備を実施していなかった。

(5)　事業用自動車の車体等への表示をしていなかった。